

令和4年度 第1回 松戸市障害者計画推進協議会

日時：令和4年7月27日（水）
午後2時00分から午後4時00分まで
場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

1 開会

事務局（佐々木）：ただいまより、令和4年度第1回松戸市障害者計画推進協議会を開催いたします。本日司会進行を務めます、障害福祉課の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この度は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、急遽、開催方法を変更し、会場およびリモートのハイブリット形式で会議を行います。委員の皆さまにおかれましては、急な変更にも関わらず、ご協力、ご理解をいただき、誠にありがとうございます。

福祉長寿部長：皆さま、こんにちは。福祉長寿部長の楊井と申します。

本日はお忙しいところ、第1回松戸市障害者計画推進協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の障害福祉行政にご支援、ご協力をたまわり、心よりお礼を申し上げます。

本日は、今年度第1回目の協議会になります。委員の変更もございますので、改めて協議会の趣旨をご説明いたします。

障害者計画推進協議会は、障害者基本法に定められた法定の協議会となります。障害者基本法に基づき、市は障害者計画を策定する必要があり、協議会では障害者計画の推進についても、評価や審議、実施状況の監視を行います。市では、障害者計画の策定にあたり、協議会のご意見をおうかがいします。本市では、障害者計画の策定にあたり、障害福祉計画、障害児福祉計画と一体的に策定し、その一体的な計画を「まつど3つのあいプラン」と呼んでおります。現行の「まつど3つのあいプラン」は令和3年度から5年度を対象としております。本日は、現行計画の進捗状況をご報告した後、令和6年度からの次期計画策定に向けた、今後の流れ等をご説明いたします。

皆さまから忌憚のないご意見をいただければ、幸いです。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（佐々木）：本日の資料を確認させていただきます。事前送付資料は、資料1「会議次第」、資料3「松戸市障害者計画推進協議会委員名簿」、資料4「現行計画の概要と策定工程について」、資料5「障害施策進捗状況について」、資料6「次期障害者計画のための市民アンケート調査等について」です。過不足があればお申し出ください。

本日は青柳委員、常住委員、西川委員、福田委員から欠席連絡をいただいております。なお、西川委員の代理として学校教育部審議監の堤が、福田委員の代理として街づくり部審議監の本多が出席しております。

会議の成立について、ご報告させていただきます。委員総数の24名のうち、計20名の半数を超えるご出席をいただきましたので、松戸市障害者計画推進協議会条例第7条第2項に基づき、本会議は成立していることをご報告いたします。

2 委嘱状交付

事務局（佐々木）：事務局から、皆さまに事務連絡があります。委員の皆さまには、令和5年3月までの2年間、松戸市障害者計画推進協議会の委員をお願いしていますが、この度、人事異動等に伴い、ご退任された委員がおられます。後任として、松戸医師会の会長、川越正平様、千葉県松戸健康福祉センターのセンター長、古閑比斗志様、松戸公共職業安定所の所長、常住房夫様、つくし特別支援学校の校長、吉田正巳様の4名の方に、新たに委員就任のお願いをさせていただきます。本来であれば委嘱状の交付式を執り行うところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および会議時間の短縮の観点から、交付式を省略させていただきますので、ご了承ください。

新しくご就任された委員の方におかれましては、机上に委嘱状を置かせていただきましたので、

ご承知おきください。古閑様におかれましては、事前に委嘱状をお渡ししております。常住様には欠席のご連絡をいただいておりますが、委員就任にはご承諾いただいております。

3 会長選出

萩原委員：川越委員を推薦いたします。

事務局（佐々木）：萩原委員より、会長に川越委員のご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

一同：（異議なし）

事務局（佐々木）：ご異議がありませんので、川越委員に会長をお願いいたします。

川越委員、会長席にお移りください。

では、会長よりごあいさつをいただきます。

会長：自己紹介を兼ね、ごあいさつをいたします。この6月から松戸市医師会会長に就任いたしました、川越と申します。

この会議の上位の会議に位置付けられる松戸市地域福祉計画推進委員会も併せて担当させていただいております。その会議について少しご説明いたします。上位に位置する会議ということで、全体を統合するような理念を話し合うという趣旨で行われています。委員の皆さま方からいただいたご意見を紹介させていただきます。

ボランティア団体の委員の方から、「さまざまな活動が市内でも展開しているが、それぞれがバラバラに機能しているのではないか」というご意見をいただきました。確かに、地域福祉といえば非常に広い範囲で、それぞれがいかに横串を刺すのかが、今後は重要になると思います。本日も「地域共生社会」という言葉が何度も出てきますが、それが大事だということをご指摘いただきました。

同じく、そのような活動を進めていく中で、個人情報取り扱い方について、「現場で支援に入っているときに困ることがあるので、適切に運用できないか」というご意見をいただきました。確かに、行政以外の立場で関わる時には、そのような問題が出てくると思います。

そこで話し合った内容を理念として共有するとか、横串を刺すような機能をどのように実際の計画の中に盛り込んでいくか、考えたことをうまく連動することを視野に入れながら進めるとよいと思いました。

実際に国の動きとしても、孤立孤独に焦点が当てられて取り組みが進められています。自分自身も、医療の立場として医療介護に関わらせていただいておりますが、8050問題やヤングケアラーの問題、多問題家族という課題が集積した世帯の問題、引きこもりの問題等があり、さまざまな経験をさせていただいております。実際に地域共生社会に適応していくことは簡単ではないと思いますが、そのようなことも視野に入れ、建設的な検討ができればよいと考えております。委員の皆さま方にもご努力いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（佐々木）：ありがとうございます。

この後は、松戸市障害者計画推進協議会条例第7条第1項に基づき、会長が議長となり、議事進行をお願いいたします。

4 議事

○会議の公開について

会長：本協議会の公開について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（佐々木）：本協議会は松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としております。議事録については発言内容を要約の上、行政資料センターおよび松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。なお、会議の内容は、議事録作成のため録音させていただきますことをご了承ください。

また、本日は3名の方から傍聴のお申し出がありました。傍聴の許可をいただけますでしょうか。

会長：傍聴を許可します。

(傍聴者入室)

○議事1 現行計画の概要と策定工程について

会長：議事1「現行計画の概要と策定工程について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松尾）：A3カラー刷りの資料に沿って、説明させていただきます。今回の協議会は、実質的な次期計画の策定に伴うキックオフの会議になりますので、現行計画の概要整理と今後の策定に伴う工程の確認ということで、資料に沿って説明させていただきます。

資料の計画概要についてご覧ください。「まつど3つのあいプラン」は、資料記載のとおり障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの障害に係る計画を一体的に策定した計画です。計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3か年です。

資料の中ほど、2「計画の位置付け」をご覧ください。ここには、実際の計画書の4ページに書かれている内容をそのまま記載しています。計画策定時から変更された箇所を赤枠で記載しています。松戸市総合計画は令和4年度、障害者計画施行の1年後に新たに施行しており、市政の基本的な方向を示す総合的な計画になります。障害に係る内容についても、黄色の枠内にあるとおり、目標値とし何点か設定しています。

現在の計画がどのような形で策定されたかということで、資料の右側の計画体系図をご覧ください。「『ふれあい・認め合い・支えあい』交流を通して、相互に尊重し、共に生きる」という基本理念を掲げ、将来像、基本目標等を掲げています。体系が少し複雑で、詳細は裏面に記載していますので、ご覧ください。

裏面では、基本目標以下の内容についてまとめています。基本目標を3つ掲げ、中央の水色の枠内に施策を掲げています。第1節から第5節まで、節ごとにまとめ、章立てしています。令和元年度までに、各委員の皆様にご協議いただき、重点項目や指標値を掲げています。一番右側に、具体的な取り組み内容をまとめています。計画の中では指標値といった定量的な目標値は定めておりませんが、今回は議事2で、進捗状況等についてご説明させていただきます。表面をご覧ください。今後の計画策定の流れについて、説明させていただきます。一番下の「今後の策定工程」をご覧ください。表に記載の通り、今後の策定工程で直近のポイントは、アンケート調査です。現在の計画と同様に、障害施策に関するアンケート調査を実施予定であり、各種施策の指標値の達成状況の把握や必要な障害施策の把握等を目的にして、行う予定です。

その下には、関係団体ヒアリングがあります。これは、計画書27ページにある、障害に係る団体のヒアリングを秋口以降に実施することを検討しております。アンケート調査の結果、団体ヒアリングの結果内容に基づき、報告の場として第2回計画推進協議会を来年1月に実施する予定です。

黒い星マークは、国から示されている、基本指針であり、今年2月から3月頃に告示される予定になっています。今までの協議会の内容と告示内容を含め、計画骨子案の策定を、3月頃から実施する予定です。その内容について、令和5年度に、委員の皆様にご協議いただき、最終的には令和5年度末に計画策定という形に進みたいと考えております。

右側では、今の説明をロジックツリーの形でまとめています。アンケート調査、ヒアリング調査等を実施した上で、障害施策の課題、ニーズ等を把握し、その内容と基本指針告示内容に基づき、計画書の作成を行います。以上が令和4年度の計画策定に伴っての工程内容となります。

会長：ありがとうございました。ご質問等があればお願いいたします。

ご発言の際には、マイクのボタンを押して、名前をおっしゃってから、ご発言くださいますようお願いいたします。リモートでご参加の方はお名前を言ってからご発言ください。

佐塚委員：2番目の松戸市総合計画の下に、子どもの総合計画があります。来年度から、「障害のある子どもも、障害のない子どもも一緒に関わっていく」という方針が、国から打ち出されています。ここに、「基幹相談支援センター認知率」の記載がありますが、基幹相談支援センターは子どもの相談窓口と同じ場所になれば、機能しにくいと思います。その点はどのようにお考えですか。例えば、障害のある子どもと健常の子どもをおもちの場合、1人の子どもについての相談をするときに、2か所に行かなければいけません。しかも、障害をおもちの家族は、どちらにもいかなければいけなくなり、大変負担がかかると思います。また、来年に向けて、松戸市の子ども部と一緒にやっていくための話し合いは、障害福祉課とできているか、大変心配しています。いかがでしょうか。

川越議長：事務局、いかがでしょうか。

事務局（廣瀬課長）：ご質問ありがとうございます。来年4月から子ども家庭庁で、子ども分野と障害の分野が一緒にやっていくという国の方針が示されています。現在、松戸市では、まだ統合するという話までは進んでおりません。今後、国や市の動向を見ながら、機構の改革に発展させる時期等についても、今後、検討することになっております。ご紹介いただいたように、子ども分野の中に、障害をおもちの子どももいれば、健常の子どももいるという考え方が、大変わかりやすいと思います。障害福祉課としても、現在は重層的な相談支援体制ということで、横串を刺しながら、子ども分野、高齢者分野、障害分野のどの分野に相談に行ったとしても支援につながるように、横につながりをもてる相談支援体制をつくっていかうと考えております。いろいろなご意見をいただきたいと思います。

川越議長：佐塚委員、よろしいでしょうか。

佐塚委員：障害福祉課と子ども部と話し合いは、すでに始まっていて、来年に向けて進捗があると理解してよろしいでしょうか。

事務局（廣瀬課長）：実際の動きとしては、子ども部と福祉長寿部の話は、まだ進んではいません。ただ、連携をとりながら、相談体制については話し合いを行っています。

佐塚委員：大変恐縮ですが、話をせずしてどのように連携をとるのか、教えていただきたいと思えます。

事務局（廣瀬課長）：機構改革については十分な話し合いが進んでおらず、今後の課題とさせていただきますということです。また、子ども分野では、学齢時前、就学後について、教育委員会と話し合いをしている段階です。歯切れのよい回答ができず申し訳ありませんが、今後に向けて話し合いをはじめている段階です。

佐塚委員：4月から開始しています。障害のある子どもをおもちのご家族は大変な状況にありますので、その思いを汲んでいただきたいと思えます。7月も終わりますので、いつ開催するのか、予定を組んでいただきたいと思えます。あっという間に1年が過ぎてしまいます。障害福祉課と子ども部と一緒に取り組んでいただけないと、お困りの方々は報われません。大至急始めていただき、次の報告の際には、具体的な進捗状況をお示しいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

会長：建設的なご意見をありがとうございました。機構の見直しに時間がかかることは当然ですが、有意義な話し合いを設けることができれば可能だと思います。その前にできることとして、事例相談があった場合、横の連携を図り、取り組みを進めることがあると思えます。一例ごとの積み重ねが経験蓄積になりますので、ぜひ本格的な機構の改編の参考にさせていただきたいと思

います。
他にご意見等はございませんか。

文入委員：この計画に大変期待しております。ただ、市民の方々に、このような会議や計画が始まったということ、きちんとした形で周知していただきたいと思います。そのようにすることで、市民の方々も興味をもち、松戸市に期待する気持ち、夢がもてると思います。市民の声を大事にすることで、市民の皆さんに、日々の些細なことでも計画に関係することには手を挙げて、声を上げていただけます。市はそれを取り上げられるシステムを、きちんとした形で定着とさせていただきたいと思います。これは、計画を実行する上で大変重要なことだと思います。

会長：ありがとうございました。
他にご意見等はございませんか。
私からご質問いたします。第5節の安心・安全なまちづくりの「避難行動要支援者名簿貸し出し件数が、令和元年度で103件、目標数100件となっていますが、別の資料では、登録者数が4,957人でした。そもそも、この名簿に掲載すべき対象者が潜在的におられます。要介護者の方、障害者の方、ひとり暮らし高齢者の方等で、相当な母数であり、4,957人という人数の記載自体が、非常に軽少だということになります。
この項目は、「貸し出し件数」ということで、目標は100件ですので、すでに超えており達成はされていますが、100件の根拠が不明だと思います。松戸市の町会は350以上あり、民生委員は540人ほどおられるということですし、1回借りればおしまいではないと思います。どのように登録し、どのように活用されるのかが重要だと思います。すると、何を掲げ、何を目指してしていけばよいのかが、もう少し明瞭になるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（廣瀬課長）：要支援者名簿の登録数は、全体の数から考えると大変小さな数字だと捉えています。ただ、登録に際し、ご本人やご家族のご希望で「名前を載せたくない」という場合もあり、どのように人数を増やしていくか、担当課も苦慮していると聞いています。
障害分野についても、災害等があったときに支援の一助になりますので、「このような名簿があり、登録することによって、災害時の支援の一助になる」という方向にしていこうと考えております。
貸出件数について、一旦出した5年度の目標は100件ということで、実際に現在の数値は103件です。数値目標に関しては、「現在、達成できているからよい」ということは決してないと考えております。この目標値についても、この協議会の中で、次期計画に向けご検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

会長：登録者件数や利用件数、しくみの構築等、いくつかの取り組むべきポイントがあると思います。ぜひ継続して検討していただきたいと思います。

佐塚委員：2点質問します。1点目です。基本目標の「医療的ケア児の支援体制の整備」について、お聞きします。医療的ケア児の吸引を行なう行為について、ヘルパーさんたちは、3号研修や1号研修を受けておられますが、これは松戸市に提出するものではなく、県に提出することで、初めて認定があり、吸引が実施できるということになっています。ただ、すべての書類を揃え、研修後1か月経っても、「吸引してもよい」という知らせは届かず、大変お困りです。これを松戸市が先に認めていただくことはできませんか。県にお願いしても、「待つてほしい」という回答しか得られません。当事者は日々、待たなしの状況ですので、吸引ができる事業所を増やしていただけないか、何とか松戸市主導でお願いしたいと思います。
2点目です。「相談支援体制の充実」の「安心して暮らせるまちの実現」の相談支援員ですが、モニタリングをしないとお金が入ってきません。相談支援員は介護保険のケアマネジャーのような立場になりつつありますが、3か月に1回のモニタリングで、事業所がどのようにして支援員を増やすことができるのでしょうか。支援員の人数も制限され、35人程度と言われています。雇う側も、雇われる側も、安い単価になってしまうという現実を、障害福祉課では把握されていますか。安心して暮らせるまちにしたいのであれば、その部分を何とかするために、報

酬は毎月支払われる等、策を講じてもらいたいと思います。そうでないと、相談支援員も増えませんし、雇う事業所もなくなってしまうことを考えていただきたいと思います。

会長：事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：1点目の医療的ケア児の吸引を行なう行為については、県が資格認定をするということですが、市の考えとしては、この場ですぐにご回答することが難しいと思います。本日は計画策定会議ということで、また個別にご相談、回答させていただきます。

2点目の相談支援員のモニタリングについては、実際に、3か月に1回、半年に1回の実施という現状です。そのような状況の中で報酬をどのようにするのか、また、どのようにして相談員を増やしていくのかという問題に対しても、この場ですぐにご回答することが難しいので、持ち帰らせていただき、個別に回答させていただきたいと思います。

佐塚委員：ありがとうございます。

川越議長：2つ目のご質問は、計画にも関係する内容かと思えます。どれぐらいの報酬で、どのぐらいの役目を担っていただければ、うまく現場が機能するのか、計画上でも、検討する価値があると思えます。

他にご意見等はございませんか。

原口委員：第2節の医ケア児の支援体制の整備は重要な部分だと思います。現場では、以前は認定書をとる際に1か月かかるということでしたが、現在では、特別支援学校の医療的ケアの認定書をとる場合は、主管課の特別支援教育課で一括で受け付け、県の福祉部とやりとりをして、早急に対応する体制ができ上がっております。そのようなことも参考になると思えます。医療的ケア児の体制については保護者の方もお悩みだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

会長：ありがとうございます。大変重要な情報をありがとうございました。他の制度でも、申請時点にさかのぼり、申し込みが有効になる場合があります。今の場合は、研修終了が確認されないと許可がでないのかもしれませんが、松戸市の担当部局等が申請制を担保すれば、可能になるという前例かもしれません。ぜひ前向きにご検討ください。

議題1について、他にご意見等がなければ、先に進みます。

○議事2 障害施策進捗状況について

会長：議事2「障害施策進捗状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（式田）：先ほど、議事1の際に説明のあったとおり、障害者計画では、基本理念の実現に向け、3つの基本目標を設定し、関係機関が行っている具体的な取組みについて、各節に施策の体系を整理しております。それらの取組み状況を把握するべく、令和3年度の施策進捗状況を取りまとめたものが資料5となります。

資料5、A4横版の「障害者施策進捗状況」をご覧ください。表の見方としては、左の欄から事業名と事業内容を記載しており、中央の令和5年度目標とは、計画最終年である令和5年度に対して当該事業の施策の方向性を示しています。右の欄は昨年度の取組み内容とその取組み内容に対する進捗状況をA～Dで記載しております。取組み内容について、数も多く全ての説明をしてしまうとかなりの時間を割いてしまうため、各節の施策の中で、重点項目の取組みについてピックアップして説明いたします。

5ページをお開きください。中段以降に第1節の重点項目である「権利擁護体制の推進」へ向けた取組みを記載しております。6ページ中段の「障害者差別相談センター」、8ページ最上段の「障害者虐待防止センター」についてとなりますが、従来までは、基幹相談支援センターCoCoが松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センターとして、障害福祉課とともに随時、情報の集約および事案の対応を行ってまいりました。令和3年度から基幹相談支援センターが3

環境区に整備されたことにより、通報先は変わらず、障害福祉課と松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センターとなっておりますが、対応については、障害福祉課とそれぞれの圏域の基幹相談支援センターとで、圏域を意識しながら、迅速な対応に努めているところです。

また、障害者虐待・差別の解消について、市民や従事者等の関心と理解を深めるために、6、7ページ記載のとおり、対象者別に定期的に研修会を行っているところです。権利擁護体制の充実を図るためには、これらの取組みは重要であると認識しており、より多くの市民等に参加していただき、虐待・差別解消における認識を深めていただけるよう取組んでいきたいと考えております。

14ページ以降に第2節の重点項目である「医療的ケア児等の支援体制の整備」へ向けた取組みを記載しております。国では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、地方公共団体の責務として、国との連携を図りつつ、医療的ケア児に対する日常生活における支援等を行うことと定められております。14ページの上から2つ目の事業名に記載のとおり、本市では、医療的ケア児の支援のための連携を推進するため、「医療的ケア児の支援のための連携推進会議」により、現状把握や課題分析等の情報共有等、関係機関と共有を図っております。また、その他に、医療的ケア児等が必要な相談や支援につながりやすくなるよう、14ページ中段に記載の「医療的ケア児等の利用できる社会資源一覧の発信」として、支援に関する情報をホームページにて提供に努めているところです。新型コロナウイルス感染症の影響により、取組みの一部が実施できていないところもありますが、感染状況を注視しながら、順次、可能なところから取組みを進めてまいりたいと考えております。

15ページ以降に第3節の重点項目である「障害のある人への就労の支援」へ向けた取組みを記載しております。障害者の雇用促進を図るため、15ページ下段に記載の「雇用促進奨励金」や、16ページ最上段に記載の「障害者職場実習奨励金」について、関係課で奨励金制度を引き続き実施しているほか、障害福祉課でも、利用者側の就労・就職に伴う相談支援や就業支援者側の人材育成等を目的として取組みを行っております。15ページ下段の「障害者就業支援事業」では、就労相談などを必要とする障害のある人等を対象に相談支援を行っております。その一方で、就業支援者側では、支援機関による職場定着支援の質の向上を目指し、支援者の底上げをするべく、15ページ下段の「就業支援者（障害者就労施設職員等）のスキルアップ研修会」を開催するなど、支援者・利用者の双方に支援を行っているところです。

これらのことに加え、障害のある人の就労及び定着を推進していくには、企業における障害者雇用の理解促進をさらに普及啓発・周知するとともに、事業主や職場の方のニーズに対する課題解決に向けての必要な情報を提供していく必要があります。このことから、企業側の障害者雇用に関する理解促進を図るため、15ページ下段の「企業向け障害者雇用セミナー」を定期開催しております。開催にあたっては、より多くの方に参加するよう呼びかけ、継続的に関連事業に取り組んでまいりたいと考えております。

23ページ以降に第4節の重点項目である「相談支援体制の充実」へ向けた取組みを記載しております。本市では、令和3年度から複数の課にまたがって、重層的支援体制整備事業が始まりました。重層的支援体制整備事業とは、簡単に申し上げますと、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する「断らない包括的な支援体制」を整備等するため、「①相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくり支援」について多機関協働により一体的に進めていく事業となります。複数の課により推進している事業となりますが、24ページ最下段に記載のとおり「福祉相談機関連絡会」を開催するなど、福祉における関係機関で共有を図り、事例に沿って検討・支援方針を決定しているところです。昨今の相談内容は多様化・複合化していることをふまえ、相談支援体制の充実を図るためには、より一層、関係機関との連携強化、いわゆる「横のつながり」を意識しながら、相談者の属性や世代を問わずに相談を受け止めることが必要不可欠であると認識しております。このことから、関係機関とは、引き続き、連携を密にとりながら各事案に対応してまいりたいと考えております。

29ページ以降に第5節の重点項目である「防犯・防災及び感染症等の対策の推進」へ向けた取組みを記載しております。昨今、猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症ですが、障害福祉サービス事業所等を利用されている利用者のみならず、従業員の感染が確認されています。30ページ中段に記載のとおり事業名でいうと「防災や感染症等対策に関する障害福祉サービス事業所との連携」となりますが、感染者が判明した場合には、市や保健所等に実態を報告する

体制をとっており、複数の事業所を利用している利用者がいた場合には、利用事業所へ情報を共有するようお願いし、これ以上感染者が増加しないように事業所間連携を図り対応しているところです。また、その2つ下で「災害や感染により支援者が不在となった場合の対応」として、感染症等の影響により、万が一、介護者または支援者が不在となった場合に、在宅の障害児者が取り残されないように、千葉県が作成した対応フローに基づき、県・関係機関と連携し、体制を整備しているところです。感染症等による予期しない動きもあるため、今後も引き続き、柔軟な対応が求められてきております。状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

こちらの様式については、昨年度の本協議会でお諮りさせていただいた上で、今年度、関係機関に施策進捗状況について、照会したところです。様式の右側にある欄には、令和3年度（実績）の進捗状況が順調に進んでいるのかをA～Dによる各課の自己評価により記載しております。しかしながら、評価の基準を具体的に定めていなかったこともあり、例えば、新型コロナウイルス感染症により実施できなかった事業で、関係機関によって進捗状況の評価の違いが生まれてしまうなど、様式の記載内容については、改めて検討が必要であるものと認識しております。来年度以降についても、これら障害者施策の具体的な取組みは、状況の把握については、引き続き実施することとなりますが、各施策の進捗状況の評価手法については、今後、再度検討を図る予定です。

川越議長：ありがとうございました。ご質問等があればお願いいたします。

佐塚委員：2点、ご質問いたします。1点目です。75の雇用促進奨励金について、「障害者1人につき奨励金交付期間内における各月の賃金の30/100に相当する額（但し、各月20,000円を限度とする）を支給」ということで、令和3年度の実績に、16社、48名分とありますが、障害福祉課では、働いている方の様子を、直接出向いて見られたことはありますか。

2点目です。108の「避難支援体制の整備」と109の「災害時や支援者不在時の対応」については、進捗状況がC評価になっています。実際に、訓練に障害のあるかたも参加してほしいという話をきいたことがあります。皆さん、実際に訓練で練習したいと思っておられますが、障害者用の時間もなく、手伝っていただける方もいないので出席できません。そのような場合の支援は可能ですか。ヘルパー等を利用した避難訓練の実施となると、有料になります。障害福祉課として、時間をとっていただけないと、参加できないと思います。事務局のお考えをお聞かせください。

会長：事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：1点目の障害者雇用に関しては、就労移行支援事業所では訪問をしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、直近では、直接、障害福祉課の職員が訪問して就労の状況を見たことはありません。今後、状況が変われば、企業や障害者の方からご相談があり、現場確認が必要になったときには、検討させていただきます。相談支援センター等、連携して動けるところと一緒に支援をしていきたいと考えております。

2点目の障害者用の災害訓練時間については、この場ですぐにご回答することが難しいと思います。ただ、防災訓練は年に1、2回の実施する重要なものです。災害に備えるということで、障害福祉課で協力できないか、今後、検討させていただきます。

佐塚委員：検討で終わらないようにしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

会長：他にご意見等はございませんか。

萩原委員：私の関わる分野としては権利擁護の分野ですので、その観点から質問いたします。57、58ページの虐待防止センターについて、指標となるものの中で、虐待の通報件数がありますが、これは理由がありますか。

会長：事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：虐待の通報件数を指標にした理由ですが、手持ちの資料から、すぐにご回答できず申し訳ありません。調べて、ご報告させていただきます。

萩原委員：通報に関しては、今年度から虐待防止法の中で通報が義務化され、重要視されていますが、本来は虐待防止が主で、通報件数と実際に虐待認定された件数を併せて評価するほうがよいと考え、質問させていただきました。

同じような観点から、56ページの差別の部分で、障害者差別の相談の対応として5件、B評価とありますが、この評価は適切でしょうか。先ほど、評価の基準の見直しの話がありましたが、実際に差別と認定されたものではなく、相談が5件ということですので、きちんと対応できているのか、差別についての周知がされているのか、疑問を感じます。この部分は力を入れて取り組まなければならない部分だと考えます。

虐待の関係で、市から施設の従事者等向けの研修はやりやすいのですが、使用者への研修は実施しにくく、参加もしにくいことは重々承知しています。例えば、75「企業向けの障害者雇用セミナー」の「合理的配慮の情報提供」では、差別解消の部分での合理的配慮についての話が含まれていると思いますが、虐待防止についてもここで併せて触れていただけるとよいと思います。

会長：事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：専門的な角度からのご意見、ありがとうございます。差別、虐待対応については、市でも重点的に取り組んでおります。使用者虐待の研修の中で、差別や合理的配慮、虐待について、各企業に話をして、パンフレットを配っています。今後も研修の機会ごとに、説明で働きかけをしていきたいと考えております。

虐待件数として挙げたものは、令和3年度の実績数です。目標にするのか、どのような指標をたてるのか、今後の協議会や事務局で検討させていただきたいと考えております。今後とも、よろしく願いいたします。

会長：重要なお指摘をいただきました。通報件数、認定件数、また認定までのスピード感も重要かもしれませぬし、最終的には事案の解決が図られたのかも重要になると思います。数値で表すことは難しいかもしれませんが、例えば、他の市町村はどのようなものを指標や目標としているかも分析していただき、次期計画に反映していただけるとよいと思います。

佐塚委員：これは松戸市の事例ではなく、他市の事例ですが、例えばサービス付き高齢者住宅のように、その中に訪問医や訪問看護、訪問介護があるところで、訪問看護と訪問介護が別の事業者であったのに、一緒に利用者をいじめていたということがありました。その利用者は市に訴えたのですが、看護は県に、介護は市に、別の場所に訴えてほしいと言われたということです。松戸市にもサービス付き高齢者住宅は多くあり、複数の事業所が入っているところもあると思います。すべてのところで虐待があるわけではありませんが、そのようなことが起きたときの対応は難しいと思います。松戸市でもそのような事例があったとき、ご本人が訴えた場合でも、いろいろなところ行けずに諦めてしまうかもしれないと懸念します。いかがでしょうか。

会長：確認ですが、それはいつの事案ですか。

佐塚委員：つい最近の事例です。

会長：令和4年度ですか。

佐塚委員：はい。

会長：事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：他市の状況について把握しておらず、申し訳ありません。ただ、松戸市では、虐待防止条例を策定し、障害者、高齢者、子どもの三虐待については連携しながら防止しております。その中で、障害者の虐待は障害福祉課で把握しなければいけないという基本はありますが、どの虐待対応窓口でも横の連携をとりながら取組んでいくという基本方針です。市のどこの窓口でも、対応させていただくということです。ただ、県指定のことで、県につなぐ必要がある場合は、市と県で連携して対応していくという流れになります。松戸市では、窓口で断られるという体制にはなっておりません。

佐塚委員：安心しました。

その方は住所地が住んでいる施設と異なりましたが、そのような方は多いと思います。その事例を聞いて、煩雑だと思いました。実際に、その市に電話で問い合わせてみると、同じような体制だというご説明です。やはり、県と市との絡みで、「訪問看護なら県」というような括りが解消できればよいと思いました。

会長：他にご意見等はございませんか。

私から質問します。23ページの相談支援体制のところ、昨年度から基幹相談支援センターが3か所になり、相談件数が23,000に上がったということで、評価Aとなっていますが、実際に現場でお聞きすると、「相談は受け付けてくれるけれども、実際に対応していただけるのは2か月待ち」というようなことが常態化しているということです。現場には相当な困難があると想像しますが、担当者に現状と理由を聞き、次期計画にどのように生かしていけばよいのか、しっかりとご検討いただきたいと思います。この件については、当事者である藤井委員のご意見を聞かせていただきたいと思います。

事務局（廣瀬課長）：まずは事務局から、現状をご紹介します。基幹相談支援センターについては、令和3年度に、1か所だったものを、3圏域に1か所ずつ設置し、相談支援体制の整備を図ってまいりました。現状としては、短期間に増えたということで、身近な相談がしやすくなり、相談件数はかなり増えていますが、それぞれのセンターで、ご指摘のような「2か月待ち」という状況は、障害福祉課では把握しておりません。ずいぶん改善してきていると認識しています。ただ、実際に基幹相談支援センターの中で、相談員の欠員が生じている場合もあり、ハローワーク等での募集の方法についても、各事業者と障害福祉課で話し合いをしながら、欠員補充を進めております。

この8,000、9,000という数字ですが、どんどん増えています。また、基幹相談支援センターで引きこもりの対応もしていくという方針が出ていますので、伴走型の相談体制となり、将来的に1人にかかる時間は増えてくることが予想されます。人員については、各センターの状況を聞きながら、次年度以降の予算要求等に反映させていきたいと考えております。

会長：ありがとうございます。

藤井委員にもご意見をお願いしたいと思います。

藤井委員：川越委員からご指摘があった件について、「2か月待ち」ということですが、それぞれの基幹相談支援センターが新規のご相談を受ける場合、ほとんどが電話でのご相談です。まず概略をお聞きして、その週か、遅くても翌週には、新規の受け入れについての検討会議を開いていると思います。その上で、どのようなご相談にのれるのか、当事者、またはご家族の方に連絡し、どのようにして会うのか、どのようなお手伝いができるのかを、ご相談します。ただ、具体的に障害福祉サービスを使いたいということになると、別の申請や調査が必要になります。介護保険と同じで、審査会を経由しなければいけないものについては、実際にお手元に受給者証が届いたり、サービス利用するには、1か月半から2か月後だという方もおられます。そのようなことで、ご本人やご家族の方と相談を開始するところからは、それほどお時間をいただいております。

回数で申しあげると、私どものセンターが単独で支援をしていたときの相談件数は10,000件前後でした。私どものセンターでは、若干減りましたが、他のエリアでの掘り起こしはされていると思います。

会長：ありがとうございます。実際の現場で齟齬をきたすことなく、相談内容が重視されているということで、安心しました。

高齢者部門の場合、地域包括支援センターへの相談件数は年々、高齢者人口増を上回って増加しています。実際に、相談が右肩上がりだということが、どの分野でもあり得ることで、それだけ社会が複雑化していると思います。高齢者の場合、介護保険法があり、高齢者人口1,500人当たり専門職員1名を配置することになっています。障害の場合も、どのように配置していくのか、どのように予算取りをしていくのか、ご検討いただきたいと思います。

他にご意見等はございませんか。

関連して、私からもう1点お聞きします。基幹相談支援センターは、引きこもり相談窓口にもなるということですが、もともと、基幹相談支援センターの認知率は、まだ1割程度にとどまっております。まして引きこもりの相談窓口であることは、より知られていないと思います。今後、どのように周知していくのか、具体的な方法論を検討する必要があります。位置付けしただけでは、なかなか市民には伝えられないと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

事務局（廣瀬課長）：基幹相談支援センターを3か所に広げ、「広報まつど」、ホームページ等への周知をしているところです。また、障害者手帳の申請等で窓口を訪れた方には、各地域に基幹相談支援センターがあるということも、案内の中に入れてあります。一般の市民の方が、どれだけご存知かといえば、年に1回の障害者週間のときに出す広報の周知だけでは、目に留まっても、記憶に残ることは難しいかもしれません。今後は、SNS等も活動しながら広げていく努力が必要だと考えております。よいアイデアがあれば、ご提案をいただくと大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。周知の工夫としては、メディア等の利用もぜひお願いしたいと思います。現状では、例えば、ご家族の方が経済困窮のご相談に行くと、それが引きこもり支援につながったかといえば、それは違った話だと思います。別の理由で窓口に来られたけれど、実は引きこもり問題があったという場合もあります。高齢、障害、子どもという認定を受けているような状態の方は、予測しやすいですが、それ以外の方は、捉えどころのない対象者として重要だと思います。実際に、この資料5の「障害の早期発見」でも「病気をみつける」「障害をみつける」とあり、わかりやすいと思いますが、実際にはこころの状況を調べることは難しく、日本の健診システムにはありません。

さかのぼれば、不登校と引きこもりは深く関連していることがわかってきていると聞いています。行政や学校現場の情報連携が行われている先進自治体もあると聞いています。今のところ、不登校と引きこもりは盛り込まれていないようですが、そのようなものはどこで把握し、施策に入れ込んでいくことができるのか、併せてご検討いただきたいと思います。

資料5に関して、もう1点申し上げます。1ページの46の障害者週間記念事業の事業内容に「障害者週間の周知啓発及び障害者の社会参加、障害者と市民がふれあうことを目的としたイベントを開催します」とあります。資料6の4ページに「地域共生社会」のところに書いてある「年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子供が互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある」という文章では、大変よい表現がされていると思います。前者の趣旨は理解できますが、「障害者と市民がふれあう」という表現は、「障害者と障害者ではない人がふれあう」というような誤解を与えてしまう可能性があるかと危惧します。「当たり前、地域で一緒に暮らしている」というニュアンスが伝わるような言葉使いをしていけるとよいと思います。

議題2について、他にご意見等がなければ、先に進みます。

○議事3 次期障害者計画のための市民アンケート調査等について

会長：議事3「次期障害者計画のための市民アンケート調査等について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（コンサルタント）：資料6に沿って説明させていただきます。

2「調査対象者及び調査方法」では、①から⑤で、5つの調査を実施いたします。①②は障害のある人調査ということで、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病指定を受けている方5,000人を対象にしています。うち1,000人は18歳未満の方を対象にしています。③障害のない人調査は1,000人、④医療的ケア児実態・ニーズ調査、⑤障害福祉サービス事業所調査を実施します。基本的には郵送による配布、回収を行なう予定です。今回、紙媒体と併用して、WEB調査としてインターネットによる調査を実施します。

3「調査対象別の調査目的」については、①②で、現在の生活の実態や課題、障害福祉サービス等の利用状況や利用意向、障害者施策に対する意見・要望等を把握していきます。③では、障害福祉に対する意識や意向、福祉のまちづくりに向けた意見等を把握していきます。④では、生活の現状や支援ニーズ、教育・保育の現状・課題、災害時等の支援等についての意向を把握していきます。⑤では、サービスを実施している各事業所の運営状況・サービスの提供状況等の実態や課題、医療的ケアに係る取組意向や災害時の対策等について把握していきます。

4「新規設問の概要」は、社会情勢を踏まえながら設定しています。今回、社会保障審議会から「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」という報告書も出ていますので、その基本的考え方や障害福祉に関する松戸市の関連計画の視点等を踏まえながら、設定しています。下段の表に、新たな視点をいくつか入れています。この視点の根拠として、3ページ以降に「新規設問に関する参考資料」を添付しています。

①「誰もが社会の一員として尊厳と誇りをもって暮らすことができる地域共生社会を実現する地域づくりの視点」として、今回、新規設問として「合理的配慮の認知度」「合理的配慮を進めていく上で必要なこと」「障害のある人に関するマーク・標識の認知度」という設問を設けて、障害のある人の調査、障害のない人の調査、さらにサービス事業者に対する調査を実施します。

②「文化・芸術活動やスポーツ等への障害者の社会参加の機会が確保され、障害の有無に関わらず、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会づくりの視点」として、「社会参加」をキーワードとした設問や「文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために必要なこと」を聞く設問を設けています。

③は「障害者のコミュニケーションやアクセシビリティの向上に向けた視点」です。参考資料3ページ目の下段、下線がひいてある部分に、第208回通常国会で障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が、今年5月25日に公布、施行されています。コミュニケーション支援、意思決定支援に取り組むことが明記されています。このような観点から、「障害者の福祉に関する情報入手の満足度」、「知りたい情報」、「情報の入手について困っていること」を設問として設けています。

④は「サービスの質の確保・向上に向けた地域生活支援拠点等の機能強化の視点」です。参考資料5ページ目の一番上に「各論、論点について」ということで、障害者の居住支援について記載されています。地域生活支援拠点等については、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受け入れ体制の整備を図ることが重要だということが記載されています。このような観点から、「緊急一時支援の認知度、利用意向」を聞く設問を設けています。

⑤⑥⑦に関しては、令和3年3月に策定された第7次千葉県障害者計画、松戸市の地域福祉計画と整合を図りながら設定しています。

⑤「感染症対策の視点」、⑥「防災対策の視点」、⑦「医療的ケア児への支援の視点」ということで、特にサービス提供事業者に対して、支援の視点で設問を設定しています。

調査票は大変量が多くなっておりますので、抜粋して説明いたします。

調査票区分1「障害のある人（18歳以上）への調査」をご覧ください。鏡文の4に、インターネットを利用した回答の説明があります。IDを入力することで、アンケートが届いた方のみが回答できるように処理しています。さらに、紙媒体の回答と重複することを防ぐためにも、IDの入力が必要になります。WEB調査は、全種類の調査で実施いたします。その他、調査票区分1

「障害のある人（18歳以上）への調査」と調査票区分2「障害のある人（18歳未満）への調査」について、漢字にルビをふり、ユニボイスという音声コードを設ける等、回答しやすい配慮をする予定をしています。

1ページ目では基本属性を聞く設問があります。4ページではコミュニケーション手段について5ページ目では健康と医療について、6ページ目では日常生活について、10ページ目では相談支援について、11ページでは住まいや生活について、12ページ目では日中の過ごし方について、14ページ目では外出、社会参加について、16ページ目では地域活動や文化、スポーツ活動、交流について、18ページ目では障害のある人への権利擁護について、20ページ目では防災対策について、21ページ目では情報、相談、今後望まれる施策について聞いています。多くの内容になっておりますが、障害のある人のライフステージ上での現状とニーズが把握できるように設問設計をしております。非常にページ数が増えましたが、10ページ目では「福祉まるごと相談」という内容であったり、22ページ目では「地域生活支援事業について」ということで、アンケートを通じて内容の説明、周知・広報の趣旨で設問をしております。

調査票区分2「障害のある人（18歳未満）への調査」については、同様の構成になっておりますので、説明を省きます。

調査票区分3は「障害者手帳を所持していない方への調査」です。1ページ目の「障害のある人との交流などについて」は、障害や障害のある人に対する理解や交流状況を把握するということで、非常に重要な設問を設定しています。6ページ目の「地域の福祉活動について」では、障害のある方を地域で支えていくための現状と課題を把握するということで、設問を設定しています。

調査票区分4は「医療的ケア児実態ニーズ調査」です。6ページ目で「医療的ケアの必要な子どもと生活する上で、家族の方が不安だと思っていること」をお聞きしながら、7ページ目以降で「ホームヘルパーや施設サービス等の利用状況とニーズ」をお聞きしています。

調査票区分5は「事業所アンケート調査」です。非常に幅広い設問になっておりますが、1ページ目から5ページ目までは事業者としての概要を聞いています。6ページ目以降に障害のある人への虐待防止、災害時対策、感染症対策、障害のある人の差別解消、医療的ケア児支援ということで、さまざまな対策についての現状と課題、問題点等を聞いています。

会長：ありがとうございました。ご質問等があればお願いいたします。

原口委員：障害をおもちの方の調査票の最後のほうに、防災についての設問があります。「あなたは災害時に避難場所に行けますか」という設問がありますが、昨年度より福祉避難所が利用できるようになりました。利用対象が変わってきています。私どもの学校でも、市と相談しながら福祉避難所の整備をしていますが、障害をおもちの方の中で、福祉避難所がどの程度理解されているのかは非常に大切なことだと思います。福祉避難所について、地域の防災計画で障害をおもちの方への周知が進んでいけばよいと思いますが、いかがですか。市の障害者の計画として、福祉避難所に関する設問はお考えにはありませんか。

会長：事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：貴重なご意見をありがとうございます。さまざまな視点で設問項目を検討した認識でございましたが、まだ確定しておりませんので、ご指摘項目は、障害者計画のアンケートでも1つの指標の収集という形の中でもアンケート設問項目として加えたいと思います。具体的には、事業者と検討しながら決めていきます。

原口委員：せっかく障害をおもちの方のために福祉避難所を設定したので、地域での防災計画で扱われるものなのかもしれませんが、障害をおもちの方にも松戸市の計画として周知していく義務があると思います。今後も、松戸市として施策を考えていただけるとよいと思います。

会長：建設的なご意見をありがとうございます。

具体的な設問としては、例えば「ご自身の福祉避難所をご存知ですか」というようなものになるのでしょうか。

原口委員：福祉避難所が、まだ学校が指定されているものと、地域の業者で指定を受けているもの等があり、私どもにもよくわからない部分があります。市民の方にもわからないと思いますので、広報等で周知を進めていくことになると思います。せっかく実施していることですので、十分な確認が必要だと思います。

会長：ありがとうございました。アンケート自体が周知に役立つかもしれないという考え方で、併せて認知率も把握できるということです。
他にご意見等はございませんか。

藤木委員：基本的なことで気になることが2点あります。

1点目は、「次期障害者計画のための市民アンケートの調査等について」の資料6の調査対象及び調査方法のところにある、「障害のある人、障害のない人」という表現です。障害福祉課が行なう調査として、ふさわしい表現でしょうか。調査区分表には「障害者手帳を所持していない方への調査」と書いてあります。

2点目は、非常に長いアンケート調査になっているので、障害をおもちの方が回答することができるのか危惧するということです。答えるための支援のようなものを考えていただけたらと思います。

会長：ありがとうございます。前段のご指摘については、先ほども別項目でご指摘をいただきました。

事務局（廣瀬課長）：ご指摘、ありがとうございます。表現方法については、再度、検討させていただきます。

設問数については、68項目ということで、私が回答することも大変だと感じます。項目をまとめること等ができないか、再度、コンサルタントと検討いたします。

藤木委員：よろしく願いいたします。

会長：他にご意見等はございませんか。

山崎委員：18歳未満への調査について、例えば知的障害をおもちの子どもさんの場合、回答することが難しいと思いますが、保護者が答えてもよいのでしょうか。

また、要望ですが、選択肢が多すぎると感じますので、減らすことはできませんか。ここまでの多いと、最後のほうを読む頃には、初めのほうの選択肢がわからなくなります。そうすると、結果的に適当な回答になりやすいと思います。配慮をお願いできるとよいと思います。

事務局（廣瀬課長）：18歳未満の障害をおもちの方に対するアンケートについては、回答するにあたり、親御さんのお手伝いを想定しております。

設問の選択肢の数についても、コンサルタントと相談させていただきます。ご指摘いただいたように、回答の途中で力尽きたり、途中から自分の気持ちと同じ回答ができなければ、アンケートの信ぴょう性にも関わると思いますので、検討させていただきます。

会長：調査の全体像について質問いたします。今回の調査では、①が4,000人、②が1,000人、③が1,000人という対象者数ですが、前回調査では、①が1,500人、②が500人となっています。今回、初めてWEB調査を併用するというので、人数を増やすことができる見込みだと思いますが、①に該当する方は、およそ20,000人おられますので、2割程度の抽出になると思います。②は2,000人ほどおられるので、50%程度の確率となります。③以降も、また違う意図がある

と思いますが、どのようなバランスで実施すると、一番有効なのか、事務局のお考えをお聞かせください。

事務局（廣瀬課長）：一般的なアンケート調査では、サンプル数は400から500ほどあると、95%以上の信頼度があるといわれています。そのような数字を得るために、回収率を5割と考えると、1,000人ほどだということ、対象者数を決めています。

会長：わかりました。今回は②が500人でしたので、統計処理をする際には苦しい数値だったということでしょうか。

事務局（廣瀬課長）：回収率にもよりますが、より信頼性の高い調査結果を得るためということですね。

会長：他に、内容についてご意見等があればお願いいたします。

堤審議監：この障害福祉計画の策定にあたり、障害児の医療的ケア児の新しい法律ができる等で、松戸市の小中学校にも医療的ケア児については、相談を受け、必要な子どもには看護師の配置等をしております。

今回のアンケートについて、障害をおもちの子どもは、皆さん学校に通っていますが、小中学校の視点はいるかもしれないと感じています。国でも、文部科学省と厚生労働省がありますが、就学した子どもは基本的に文部科学省と小中学校が面倒をみることになってはいますが、医療的ケア児の支援は教育ではないと思います。福祉の中での支援として、学校で実施してもらえるとよいかと思います。子ども庁ができて、そのようなしくみは出てくるかもしれません。事業所アンケートには小中学校は入っていません。公的機関なので、別の形で意見を聴取できる場があればよいと思います。

会長：ご指摘は、⑤に事業所調査に学校を含められないかということですか。

堤審議監：はい。教育の視点からみることも必要だと思います。

会長：ありがとうございます。事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：このアンケート調査とは別に、同じ市の機関として障害福祉の視点、学校に通う児童生徒の視点、保護者の視点ということで、ご協力いただけるのであれば、今後、連携させていただきたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

会長：他にご意見等はございませんか。

私から質問いたします。調査票区分1の日常生活についてお聞きしているところで、「あなたの介助（手助け）をしている方はどなたですか」という設問がありますが、①と②の2人だけを回答する形です。前回のアンケートも同じ形だと思いますが、これでよろしいでしょうか。一番気になる部分は、問16で、選択肢1「20歳未満」がヤングケアラーの可能性があるのでと思います。ここは何からの深掘りができるとよいと思います。簡単ではないと思いますが、ここはヤングケアラーの実態把握の機会だと思いますので、ご検討ください。

事務局（廣瀬課長）：ヤングケアラーについては、最近の話題で、このアンケートの中では特化した設問は設定していません。アンケートの設問数が多いというご指摘もありますので、今回は難しいと思いますが、その把握は必要なことだと思いますので、別の機会でご検討させていただきます。

会長：ありがとうございます。ちなみに、今回のアンケート調査は無記名回答ですか。

事務局（廣瀬課長）：無記名です。

会長：では、この調査で実際の把握は難しいということですね。ただ、その方の年齢がわかるだけで、少しだけ実態に迫ることができるかもしれませんので、ご検討ください。

もう1点、意見を申し上げます。調査区分3「障害者手帳を所持していない方への調査」は、まだ項目数に余裕があると思います。ここでどのような設問ができるのかと考えると、ご自身がボランティア等に参画するだけでなく、例えば、同一世帯に不登校や引きこもりの方がおられないかお聞きすることで、何かしら実態の把握の一助となるような項目を盛り込めないでしょうか。いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：引きこもり等について、基幹相談センターで受け付けを初めています。実態調査については、自治体に向けてということは難しいと思います。今後は、基幹相談支援センターの中に、引きこもりとそれに近いもの似ついでに相談にあたり、把握をしていく形になります。

調査区分3「障害者手帳を所持していない方への調査」の中でお聞きする場合、質問の言葉選びが難しいと思いますが、検討させていただきます。

会長：ありがとうございます。

佐塚委員：事業所向けのアンケートで、児童発達支援事業所を運営している事業者に、この4月から延長支援加算というものがつきました。障害福祉課で特別に予算を確保してつくったものだと思いますが、そのことを知っている事業所が少ないと聞いています。ここに、「延長支援加算をもらうことができたら、やろうと思えるのか」という設問を加えていただけると、周知も進むと思いますが、いかがでしょうか。

会長：事務局、いかがですか。

事務局（廣瀬課長）：アンケート内容の変更は可能ですので、今後、検討させていただきます。ありがとうございます。

会長：議題3について、他にご意見等がなければ、先に進みます。

5. その他

会長：議題5「その他」として、皆さまから何かあればお願いいたします。

一同：（意見なし）

会長：本日は多くの質疑をいただき、有意義な協議会ができたと思います。ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局（佐々木）：ありがとうございました。

連絡事項を3点お伝えします。1点目は次回協議会の予定です。1月下旬に開催予定としております。日程が確定しましたら、ご連絡させていただきます。

2点目は本日の駐車場の利用についてのご連絡です。市役所の駐車場をご利用の方は駐車券に押印いたしますので、お帰りの際に事務局までお申しつけください。

3点目は本日の報酬についてのご連絡です。本日、公務で出席された方を除き、委員の皆さまには指定いただいた口座に謝礼金をお支払いいたします。なお、これまでに市役所に口座登録をされていない方は、別途書類の提出が必要になる場合がありますので、会議終了後、個別にご連絡いたします。

6. 閉会

事務局（佐々木）：以上をもちまして、令和4年度第1回松戸市障害者計画推進協議会を閉会いたします。本日は、長時間に渡るご審議、ありがとうございました。